

## 第7次島本町行財政改革方針（案）に関するパブリックコメントの結果

募集期間	令和5年1月24日（火）～2月22日（水）
資料の閲覧方法	役場など6か所に設置、町ホームページに掲載
応募方法	持参、郵送、ファックス、町ホームページの意見フォームからの送付
意見提出件数	33件（7人）

※ご意見について、原則として原文どおり掲載しています。

番号	提出者番号	意見	町の考え方
1	1	<p>地方自治体の役割はそこに住む人の生活を支える住民の福祉の増進を図ることが基本との事</p> <p>この事をふまえて町側も議員さんも取り組んで下さい。（お願いします。）</p>	<p>地方自治運営の基本原則を定めた地方自治法第2条第14項には「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定されています。</p> <p>「住民の福祉の増進」は、住民の well-being、つまり「住民を幸せにする」ということと同義であると考えており、これに努めることは当然ですが、同時に地方自治は住民の責任とその負担によって運営されるものである以上、常に能率的かつ効率的に処理しなければなりません。</p> <p>本方針の推進にあたっては、これらの点を十分踏まえて取り組んでまいります。</p>
2	1	<p>将来的に借金増となるとのことですが積立金で補填出来ないのですか？</p>	<p>町の借金である町債には、一般的な借金と同様の財源の不足を補う役割のほか、住民負担を世代間で公平にするための調整をする役割があります。町は道路や学校などの公共施設の整備を行いますが、町債を発行しない場合は当該年度の収入及び過去に積み立てた資金を使って整備することになります。しかし、公共施設は長期間にわたって使用するため、整備後に使用する住民との間で負担に不公平が生じることとなります。そのため、公共施設の整備に対して将来使用する住民の方にも町債の元利償還金という形で負担していただくことで世代間の負担</p>

番号	提出者 番号	意見	町の考え方
			<p>が公平となるよう調整しています。また、一部の町債については元利償還金に対して交付税措置という国からの財政支援があるものがございます。</p> <p>ご意見のとおり、積立金で補填することで借金をせずに施設整備を行うことは町債の残高を抑えることに効果的ですが、上記の公平性の観点及び財政支援の獲得のため、将来的な町の負担を勘案しながら町債の発行及び積立金の取崩しを行ってまいります。</p>
3	4	<p>p1. 策定の趣旨</p> <p>第六次プランの意見でもだしましたが、地方自治法は、「地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本とし、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。」と定めています。行政コスト削減のみが目的になって、住民の福祉の向上、ひいては住民のセーフティネットの役割を果たすという自治体の使命がおろそかになってはいけないと考えます。行政改革を実施するにあたって、この定めを方針に記載していただきたいです。</p>	<p>行政コスト削減のみが目的となつてはならないことや、セーフティネットとしての役割についてはご意見のとおりであると考えています。計画案P1に記載のとおり、総合計画に掲げためざまちの姿である「健全で安定した行財政運営のもと、各分野のまちづくりが総合的に推進され、将来にわたって、持続的に質の高い住民サービスが提供できるまち」の実現に向けて、行財政改革に取り組んでまいります。</p>
4	6	<p>P2～問題状況課題について、急速な高齢化があげられているが、この点は日本全国共通の課題として、認められるが、島本町の個別の課題が十分反映できているか疑問。</p> <p>すくなくならず、今後しばらくは、子どもの人口の増加に伴い生じる扶助費が見込まれることも課題として挙げる必要がある。</p>	<p>6ページの近年の財政状況に関する説明の中で、短期的に人口が増加することに伴う扶助費の増加見込みについて、次の記載とします。</p> <p>「また、今後、高齢者の医療や介護に係る支出である繰出金についても増加傾向が見込まれるほか、短期的には人口が増加する見込みであることから、その分の扶助費についても増加が見込まれます。」</p>
5	4	<p>p4. 「公共施設総合管理計画では、施設保有量の圧縮の推進～」をあげていますが、住民が利用する公共施設が廃止される可能性があり、認められません。</p>	<p>本町では、人口急増期の昭和50(1975)年前後に整備した多くの公共施設で老朽化が進んでおり、今後、一斉に大規模改修や更新の時期を迎えることとなります。これらの公共施設を今後も継続して使用していくための改修や建替、防災・減災対策などに係るインフラ整備には、莫大な費用が必要となる見込みです。将来世代に大きな負担を残さず、施設を</p>

番号	提出者 番号	意見	町の考え方
			安全に維持し公共サービスをできるだけ維持するため、他自治体と施設を相互利用するなどの広域的な連携や、民間施設を活用した公共サービスの提供など、幅広い視点から公共施設の整備に努めてまいります。
6	2	<p>3 財政状況</p> <p>6 ページの冒頭に五行に記載されている財政分析について</p> <p>・町税収</p> <p>図 4、5 が 10 年で示されている（かつ扶助費についての記載も 10 年でみている）ので、こちらも 10 年の傾向を示すべきではないか。10 年でみれば町税収は増加傾向ではないのか。</p>	<p>6 ページの町税の傾向について、次の記載とします。</p> <p>「自主財源の多くを占める町税収入については、開発及び開発に伴う人口増等により、町民税（個人分）及び固定資産税収入が増加傾向となっております。一方で町民税（法人分）については平成 29 年度に増加したもののそれ以降は減少傾向にあります。町税全体では、平成 24(2012)年度から令和 3(2021)年度までの間に約 45.9 億円から約 50.3 億円へ増加しています。」</p>
7	2	<p>・扶助費の増加の要因について</p> <p>扶助費の増加は確かに課題だが、町財政を分析する上で大事なのは一般財源ではないか。過去 10 年の扶助費（一般財源ベース）の伸びのうち、高齢者関連に占める割合が約 2 割なのに対し、児童に関連するそれは約 6 割。近年の本町の扶助費の増加における主な要因は子どもに関するものの多さにあるのではないか。この部分についての記載が全くないのはいかがなものか。追記すべきではないか。</p>	<p>6 ページの近年の歳出の推移について、次の記載とします。</p> <p>「歳出においては、社会保障関係経費である扶助費が、民間保育所や医療給付費などの増加、高齢化の進展などにより、～」</p>
8	4	<p>p 6. 財政状況について、大阪府は「人口減少・高齢化等により市町村行政に影響を及ぼす様々な課題の発生が見込まれる中、府内市町村が将来にわたって住民サービスを維持・充実していけるよう～中長期財政シミュレーションを共同で作成する」として府内町村のみ作成し公表しています。島本町の中長期財政シミュレーション図 7 は財政調整基金のみで収不足を補てんしており、財政状況が悪化しているという印象を強く持たせて、恣意的内容です。</p> <p>財政調整基金を含め約 49 億円の積立基金を入れて収不足を補てんする</p>	<p>島本町中長期財政シミュレーションにおいては、大阪府と共同で作成している府内町村で一定のルールに基づき作成しております。財政調整基金以外の基金につきましては、各自自治体において独自の基金を持っていることが多いため財政調整基金により収支不足を補填することとなり、恣意的に財政状況を悪化しているという印象を持たせる意図はございません。</p> <p>基金残高については分かりやすいよう、財政調整基金以外の基金について併記します。</p>

番号	提出者 番号	意見	町の考え方
		グラフにした方が正確に財政状況を示すことができるのではないだろうか。	
9	6	<p>P 6</p> <p>行財政改革について、住民に理解を深めてもらうための情報として、図 7 の中長期財政シュミレーションの切り取りをそのまま抜粋しているが、これは修正すべき。</p> <p>財政調整基金を含めた他の全ての基金の残額を、※印下の注意書きにするのではなく、明確に数字として、載せる必要がある。そうでなければ、不正確な財政状況への認識が、改革の是非を考える上での、基礎とされてしまう恐れがある。</p>	No. 8 のとおり修正します。
10	4	<p>p 8. デジタル化を進めることで、住民一人ひとりの住民満足度が低下したり、日々の生活や、保育・教育などで、職員が住民と対面してこそ理解できることが損なわれないか、人権配慮が乏しくなったりする恐れはないのか、デジタル化のデメリットも認識してください。マイナンバー制度は多額の国費を投入し、活用が進められていますが、住民にとっても行政にとっても使いにくい制度です。制度は、社会保障費の削減を目的として出発したもので、「プロファイリング（犯人像を推理する分析技法）による国民などの選別、分類を実現しうるシステム」としても使われます（警察などは本人同意なく自由に使えます）。マイナンバーをキーとして個人情報を名寄せすることで、管理・監視社会が進むことを危惧します。現在、個人番号によって、所得税や健康保険、年金、雇用保険などの情報と住民票がひも付けられており、今後は預貯金口座や戸籍情報、医療情報などに拡大していき、民間活用も可能になり企業にも使われます。情報漏えい、なりすまし等の悪用は防げません。健康保険証廃止とマイナンバーカードの取得強制は住民にとっては不利益しかありません。患者も医療機関も望んでおらず、マイナンバーカードを持</p>	<p>デジタル化の流れは、日本にとどまらず、世界的に急速に進んでおり、本町でも行政サービスに係る申請手続きや役場業務においてデジタル化の推進は、重要な施策であると考えています。行政手続のデジタル化が多くの住民の皆様から望まれていることは、町が実施した LINE アンケートの結果からも明らかであり、個人情報の取り扱いには十分留意しつつ、行政のデジタル化を推進してまいります。ただし、その推進にあたっては、案件ごとに導入の効果と課題を検討した上で、アナログな手法がよいのか、デジタルな手法がよいのかを判断する必要があると考えています。マイナンバー制度については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）の規定によるものを除き、特定個人情報（マイナンバーを含む個人情報）の収集・保管、特定個人情報ファイルの作成が禁止されています。また、個人情報については一元管理ではなく、従来どおり分散管理されていること、機関間の情報連携にマイナンバーを直接用いず、符号を用いているなどのセキュリティ対策がなされているほか、ご自身に関する情報連携の記録についてはマイナポータルなどから確認することができるよう</p>

番号	提出者 番号	意見	町の考え方
		っていない人が公的保険診療が受けられないなどあってはなりません。	になっています。また、マイナンバーカードの取得は、個人の判断にゆだねられており、強制されるものではありません。
11	2	<p>8 ページ図と本町を取り巻く現状と課題（厳しい財政状況の見通し）図について</p> <p>日本全体としての人口減少、少子高齢化の傾向に加えて、本町は、短期的には人口の増加にも対応しなくてはならない、というところに他の多くの町とは違った難しさがあるのではないか。この課題を書き加えるべき。</p>	No.4の内容も踏まえて、図を修正します。
12	4	<p>1. 第7次島本町行財政改革方針（見直しの要点）に対する意見</p> <p>第六次島本町行財政改革プラン までと違い、「プラン（計画）」から「方針」に転換するとのことですが、具体的な推進項目などが示されず、突然、毎年度当初に本町の課題・予定を予算や総合計画と関連付けて公表するとなると、住民が知るのは議会に提出されてからになります。住民の不利益になるもの（公共施設の廃止・事務事業の民営化など）について、町から事前に説明をしたり、住民意見を聞いたりする機会がないまま決定されかねません。</p> <p>住民が本方針を認めたから個別具体的な行革の推進項目まで賛成した、という認識のないようにしていただきたいです。行財政改革は住民サービスの低下や住民への不利益につながるものが多いですので、トップダウンで決めることは避けてほしいです。</p>	<p>行財政改革は、住民サービスの低下や住民の不利益につながるものが多いとのご意見ですが、限られた予算の中で、様々な行政サービスを提供していく上では、時代の変化とともに見直しをすることは必要不可欠です。</p> <p>そのため、毎年度、施政方針や施策をお示しした上で、選挙で選ばれた議員の皆様により、議会において慎重に審議していただいています。</p> <p>また、施策の見直しにあたっては、その内容等に応じて住民の皆様への説明やパブリックコメントなどにより、住民の皆様からご意見をいただく機会を設けるとともに、必要に応じて周知期間や経過措置なども設けてまいります。</p> <p>なお、今年度は方針を策定中であることから、令和5年度の取組みについては、方針策定後、速やかにお示しする予定です。今後につきましては、施政方針と同時期にお示しできるよう取り組んでまいります。</p>
13	6	第7次島本町行財政改革方針（案）に関するパブリックコメント全体について行財政改革プランから行財政改革方針へ、変更したことについてこれにより、具体的な推進項目が、毎年度ごとに示されることになることだが、住民が、的確に毎年毎年、予定や課題を把握することが難	No.12の考え方と同様です。

番号	提出者 番号	意見	町の考え方
		しく、また年単位ではすでに取り組みや、事業の実施が決まった段階で、住民に公表されることが予想される。今より決定過程に住民が参加する機会が極端に少なくなる恐れが大きい。知らないところで、知らないうちに、事が決まり、知らないうちに同意したことにされて、文句・反論は受け付けられない、という構図が生み出される懸念が大いにあることから、プランから方針へ見直されること、そのものを見直すべき。この案でいくのであれば、決定途中での住民への情報提供、住民の意見反映の機会の創出が必要。住民団体との連携協働を掲げる前に、これをクリアしなければならない。	
14	1	町の財産は守って下さい。	ご意見として承ります。
15	4	p 11. ・窓口業務の見直しについては、職務に精通している職員が他の住民サービスにつなげるなどの連携をすることで住民の生活支援等ができます。また住民の個人情報（特にセンシティブ情報）に関わる業務なども含まれ、安易に業務委託しないようにして下さい。	業務委託については、最少の経費で最大の効果を上げ、かつ住民サービスの向上につながることを前提に、本当に職員でなければならない業務なのか、十分業務内容を精査した上で、業務委託の可否を判断してまいります。 なお、委託業者の選定にあたっては、個人情報保護や過去の業務実績等を勘案し、適切な事業者選定に努めてまいります。
16	4	p 11. 手数料・使用料の見直しについては住民への不利益が大きく、具体的項目をあげてください。	手数料・使用料については、第六次行財政改革プランから引き続き、受益者が適正な価格を負担することを前提に、見直しを進めているところです。 具体的内容がまとまりましたら、すみやかに公表させていただく予定です。
17	6	P 1 1～健全な行財政運営として ・「補助金などの事業見直し」など、これまでメスが入らなかった事業の見直し、例えば各種利益団体のためにポストを用意していた？と思われる長年放置された団体へあり方は、適正に見直されるべきだが、住民参画への補助金の交付などは細やかに見ていく必要があり、バランスを	「補助金」については、交付対象となる事業の内容に公益性が確保されているとともに、その必要性について住民の理解が十分に得られるものでなければなりません。そのため、検証が十分行われなまま継続して長期化・固定化することや、公的補助に依存することで団体等の自立や自主的な活動展開を妨げることを防止するとともに、社会経済情勢や

番号	提出者 番号	意見	町の考え方
		欠くことが無いようにしてほしい。	<p>行政課題の変化に柔軟に対応するため、それぞれの補助金に係る公益上の必要性について、定期的な検証と見直しが必要であると考えております。</p> <p>このことから、平成30年8月に「補助金の適正運用に関する指針」を策定し、各補助金の適正な運用に向けた見直しを順次進めているところでございます。今後におきましても、補助の趣旨・目的や透明性、ニーズや効果などの視点から補助金の適正な運用に努めてまいります。</p>
18	6	<p>・保有資産の活用について 町有地について、各課にニーズ調査をして、手が上がらないと売却する、とういことが度々ある。 実際、業務に追われて、町有地を有効利用する機会を十分検討できていないのではないかと。 住民にも提案するなど、処分について十分検討することを第一にするべき。 売却＝活用とならないようにしてほしい。</p>	<p>保有資産のうち、遊休地など当面の利用予定がないものについては積極的に貸付を行い、収入の確保に努めるとともに、将来にわたり公共施設の立地などの利用予定が見込まれないものについては売却を行い、その資金を将来の施策展開の財源や公債費対策に充てているところです。</p> <p>町有地の売却又は活用については、不動産運営委員会等を通じて各課の意向を確認する場を設けており、各課においては、業務を通じ住民ニーズ等を把握した上で必要性の有無を判断しており、引き続き庁内の関係部局と十分に連携を図ってまいります。 また、1件 5,000 m<sup>2</sup>以上の土地につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に基づき議会での審議の上、適切に対応してまいります。</p>
19	5	<p>・まず、行政は費用対効果とかコスト意識とかで進めるものではないと思います。</p> <p>民間は儲けを出すことをまず考えるでしょうが、公は儲けを度外視してもやらなくてはいけないことがあるはずです。</p> <p>まして自治体の役割は住民の福祉の増進を図ることを基本とすると法律にうたわれているはずです。</p> <p>このことから考えても民間委託はやめてください。住民にとってどうかを判断基準にしてください。</p>	<p>地方自治運営の基本原則についてはNo.1の考え方と同様です。</p> <p>事務事業の民間委託については、民間活力を活用することでサービス水準の向上につながる場合もあり、計画案 P11 に記載のとおり、サービス水準を低下させることなく行政運営を行うため、民間で実施が可能であり、かつ効率的・効果的にサービスを提供できる業務について、検討してまいりたいと考えています。</p>

番号	提出者 番号	意見	町の考え方
20	3	<p>② 公共設備の老朽化はどこ自治体でも深刻な問題です。一自治体だけで解決できる問題ではないと思います。他の自治体とも連携して国に要請すよう働きかけて欲しいものです。</p> <p>そのうえで、島本町ではごみ焼却炉の老朽化が一番深刻な問題になっていると思います。毎年1億円以上の補修費が掛かることが分かっているのに広域化がなかなか進まないのはどういうことでしょうか。問題点を明らかにし、町民全体で考え改善すべきことがあるなら公表し、前に進めるように取り組んでほしいと強く思っています。</p>	<p>清掃工場の老朽化は、喫緊の課題の一つであると認識しています。広域連携については、関係するすべての自治体にメリットがなければ実現は困難ですが、国においても、今後ごみ処理の広域化が必要であり、都道府県に対しごみ処理の広域化について広域化計画を策定するよう通知しており、大阪府においてはこれを受け「大阪府ごみ処理広域化計画」を策定されております。これらの動向を踏まえ、本町といたしましてもごみ処理の広域化を目指して取り組んでまいりたいと考えております。</p>
21	4	<p>p 11. 「民間委託や民間活力の活用」について、特に教育・保育に関することは公的責任が後退しないように導入は慎重であるべきです。過去に町立第二保育所の民営化方針が掲げられ住民・保護者・職員の反対で撤回されました。町立第二幼稚園の廃止・統合による実質民営化については禍根が残ります。学童保育室については公立運営を堅持すべきです。</p>	<p>現在4施設ある町立学童保育室につきましては、現時点において、民営化の予定はございません。しかしながら、近年、就学前保育の需要の高まりに伴い、学童保育の需要も全体的に増加傾向にある中で、町立の学童保育室におきましては、指導員の安定的な確保が大きな課題となっております。また、利用者である保護者の方々からもサービスの拡充を求められるお声を頂戴しておりますが、限られた予算や人員の範囲内での対応となりますことから、町単独で全てのニーズに対応することには、一定限界があるところでございます。</p> <p>このため、学童保育におきましても、就学前保育と同様に民間活力を積極的に活用することにより、保護者の皆様には新たな選択肢を提供することが可能となり、同時に効率的な行財政運営を図ることができるなど、課題の一定の解消につながるメリットがあるものと考えております。</p>
22	4	<p>p 11. 「他自治体との広域連携を積極的に推進します」とのことですが、消防の広域化などが進められていますが、高槻市との消防通信指令システムの共同整備・運用することで、消防本部の廃止をすることのないようにして下さい。また、高槻市・島本町広域行政勉強会の設置目的は「合併を視野に入れ」という要綱になっています。「合併を視野に入れ」ない広域連携の協議をしていただきたいです。</p>	<p>現在、令和7年度を目標に高槻市・島本町共同消防指令センターの発足の準備を進めています。これに伴い、共同化される業務は、119番通報の受信、救急隊や消防隊への指令業務であり、その他の業務はこれまでどおり消防本部・署で行います。また、現状、高槻市・島本町広域行政勉強会において、市町村合併に関する協議は実施しておりません。市町村合併は、本町を含む全ての自治体にとり将来にわたって行政水準を</p>



番号	提出者 番号	意見	町の考え方
			維持し、より効率的、効果的な行政運営体制を構築していくための手法の一つであると認識していますが、自治体の存続にかかわる重大な問題であることから、住民自らが選択・決定すべきものと考えています。このため、本町としては、まずは広域連携での課題解決を目指して取り組んでまいりたいと考えております。
23	4	p11. 「他自治体との広域連携の推進」について島本町直営の水道事業を廃止し、大阪広域水道企業団に統合することは将来的にもしないでください。大阪府水道広域化推進プランが策定され、大阪広域水道企業団では市町村営の水道事業の廃止および企業団への統合促進が行われています。すでに14団体が統合され、7団体が統合に向け協議が行われています。島本町の水道水は自己水源である地下水を利用しています。いつまでも安心して美味しい水が飲めるように、地下水を守っていきたくと願っています。	ご意見として賜ります。本町の水道事業を10年後20年後、さらにその先の将来にわたって次世代に継承していく考えです。
24	6	<p>・民間か活力の推進という聞こえがいいが、公から民へ、サービスの切り下げになることがないように民間委託が安直に行われないようにする必要があります。</p> <p>民営化などは特に慎重に行ってほしい。</p> <p>安易な民営化は、廉価な労働力として、落とし込まれる人を増やすことにもなる。</p>	事務事業の民間委託についてはNo.19の考え方と同様ですが、実際の契約にあたっては、不当廉売等が起こらないよう留意する必要があると認識しています。
25	6	<p>・広域化について</p> <p>水道事業については、島本町のアイデンティティである、地下水を維持し、直営を維持し続けてもらいた。小さな町の豊かさの、不可欠の要素が地下水、「水」である。広域化の方針に聖域を設けておくべき。</p>	本町の水道事業を10年後20年後、さらにその先の将来にわたって次世代に継承していく考えです。
26	7	多様な主体との連携(p11)や公共施設の管理運営の効率化(P12)などにおいて、建前の裏でコストダウンが主目的になってしまって、町としてやるべきことまで民間に出してしまうということはやめてほしいです。	行政コストの削減のみが目的となつてはならないことについては、No.3の考え方と同様です。施策の見直しにあたっては、その内容等に応じて住民の皆様への説明やパブリックコメントなどにより、住民の皆様か

番号	提出者 番号	意見	町の考え方
		行財政改革を一方向的にすすめるのではなく、特に何かを止めるとか委託するとかは、計画をあらかじめ示し（時間の余裕をもって）、議会での議論や、パブコメなどで意見を収集し、町民が望む方向で考えてもらいたいです。水道、保育、学童など、生活のベースになるものは安直な民営化、広域化はすべきでないと思います。	らご意見をいただく機会を設けるとともに、必要に応じて周知期間や経過措置なども設けてまいります。
27	1	町の施設等、民間移転化はやめて下さい。（どんなメリットがあるのかわからない。）	将来世代に大きな負担を残さず、施設を安全に維持するため、あらゆる用途の施設を、すべて町単独で整備するという「フルセット主義」を前提とせず、他自治体と施設を相互利用するなどの広域的な連携や、民間施設を活用した公共サービスの提供など、幅広い視点から公共施設の整備に努めてまいります。
28	6	P12・スマートフォンの普及は高齢世帯については、まだ広がり切れていない。デジタル難民への対応も含めた推進を求めたい。	本町ではこれまで、デジタルデバインド対策としてスマホ講座やスマホ相談室、社会福祉協議会やスマホ支援員のボランティアと連携したデジタルふれあいカフェ実証実験などを行っています。行政手続きのオンライン化の推進等とともに、デジタルデバインド対策の実施も重要であると考えています。
29	1	町関係で働く人の待遇を改善して下さい	国の人事院勧告等を勘案しながら、社会情勢等に応じた給与等の待遇を検討してまいります。
30	3	職員の皆様には日ごろから町政のためご尽力いただき感謝申し上げます。 地方自治体の役目は、住民の暮らし、福祉の向上のためにあることです。 それを踏まえ以下のように意見を述べさせていただきます。  ① 国の方針に従い島本町でも1年契約の任用職員（非正規雇用）が増えているのではないのでしょうか。職員さんの雇用の不安定は働く意欲に影響するのではと懸念をします。	職員の適正規模を維持しながら持続可能な自治体経営を進め、将来にわたり住民福祉の維持・向上を図っていくため、計画的な職員採用に努めてまいります。  なお、ご意見にあるような本町の長期ビジョンや将来展望の策定といった業務は正規職員が担っていますが、会計年度任用職員であることを理由として、経験の蓄積が活かされなかったり業務を自分事として考えないということはないものと認識しており、任用形態などにかかわらず、意欲をもって働くことができる環境づくりに努めてまいります。

番号	提出者 番号	意見	町の考え方
		<p>特に島本町の長期にわたるビジョン作りや展望を職員さん全体で考え取り組んでほしいところですが、経験の蓄積が活かされない、自分事として考えにくいなど、阻害要因になるのではないのでしょうか。</p> <p>新規採用は可能な限り正規職員さんとして採用する方向で取り組んでほしいと思います。（雇用の安定で、職員さんの生活レベルアップにもなると思います）</p>	
31	4	<p>p13. 人材育成と組織基盤の強化に「人事評価制度の運用」があげられています。国や自治体では公務員は「全体の奉仕者」であり、自治体では職員は「住民サービス」の担い手です。公共部門も企業と同様とみなし「コスト」「効率化」の原理で運用する動きが広まり（「新自由主義改革」）、その政策の一環として人事評価制度を導入したのです。任命権者の評価に重きをおくことで、職員同士で協力し合うことが少なくなり、職員のみなさんが住民福祉のためにという使命が損なわれかねませんので、「人事評価制度の運用」には反対です。</p>	<p>本町では地方公務員法の規定に基づき人事評価制度を実施していますが、絶対評価を採用し、評価項目に「協調性（他の職員と協力して職務を円滑に遂行する能力）」等も設けており、本制度の導入により職員間の協力が阻害されるような状況は生じていないものと認識しています。</p> <p>引き続き、職員研修や人事評価制度などを活用し、人材の育成に努めてまいります。</p>
32	5	<p>・職員の人事評価は相対評価ではなく絶対評価にしてください。</p> <p>相対評価では職員間に亀裂が生まれます。職員が互いに力を出し合い気持ちよく働ける環境を作ってください。</p>	No.31 の考え方と同様です。
33	3	<p>国民健康保険のことです。大阪府は国が推進している統一保険料を他府県に先立って実施してきました。その結果、当初懸念されていたように収支が黒字でも際限なく保険料は上がり続けています。島本町も令和5年度の保険料が大幅に上がると聞き及んでいます。その結果、保険料の引き下げには使えないとされている積立金がまた積みあがる状況です。こんな理不尽な制度はやめて欲しいです。住民は特に今、物価の高騰で暮らしが大変になっています。それに追い打ちをかけるような国保料金の値上げ、大阪府で決まっているからどうしようもないと思考停止になってはいないのでしょうか。他の自治体は引き下げを実施している</p>	<p>保険料率の増加傾向は、国民健康保険加入者1人当たり医療費の増、高齢化の進展による高齢者医療の増加、介護給付費の増による第2号介護保険料の増等により、当面の間、継続するものと認識しております。市町村が保有する国民健康保険財政調整基金の用途は、大阪府国民健康保険運営方針に規定されていることから、島本町においては保険料引き下げや独自減免に使用することはできませんが、現在、令和6年度に向けた運営方針の見直しが大阪府において行われており、その議論について注視してまいります。また、本町の基金積立金を活用して、令和5年度から町独自の人間ドック助成事業を開始する予定でございます。均</p>

番号	提出者 番号	意見	町の考え方
		<p>ところもあるようです。ぜひ研究していただいて保険料の引き下げや、減免制度など幅広く被保険者に還元されるようなシステムをお考え下さい。また、保険料の引き下げの一つの方法として、人頭税のように所得のない子どもにも保険料がかかる均等割りをやめるよう、国や大阪府に要請をしてください。子どもが生まれると保険料があがる。これでは少子化対策に逆行です。</p>	<p>等割保険料の廃止は、平等割や所得割の保険料率の上昇に繋がるため、丁寧な制度設計が必要になるものと認識しております。法改正により令和4年度から未就学児均等割保険料の2分の1軽減制度が開始されましたが、同制度の公費による保険料軽減は保険料率上昇に影響を与えないため、本町といたしましては、同制度の拡充による子育て世帯の更なる負担軽減を要望してまいりたいと考えております。</p>